

大甕小学校いじめ防止基本方針

南相馬市立大甕小学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律においていじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と

- ①一定の人間関係にある他の児童等が行う。
- ②心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）。
- ③当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているもの。

(2) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) 学校、教職員は、いじめは「起きてはならないこと」ではなく、「いつでもどこでも起こりうるもの」という認識に立つ。
- (2) いじめの「認知件数」は「対応件数」であり、児童生徒の立場に立って認知する。
- (3) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許されない」学級・学校をつくる。
- (4) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (5) いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

3 いじめを生まない環境作り

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童・生徒が自己肯定感を持てる場所を教職員が作り出す。（居場所づくり）
- (2) 主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自身が心の結びつきや信頼感を高め、自尊感情を高めていること。（絆づくり）
- (3) 児童生徒と対話の促進に努め、加害に向かいやすくなる要因の改善に努める。
- (4) 児童生徒に人権意識を高める指導を展開し、それぞれのよさを認め合う学校風土づくりをする。
- (5) 児童生徒によるいじめ防止のための活動を推奨する。
- (6) 地域や関係機関と日常的な連携を推進する。（健全育成の取り組み・教育活動充実のためのネットワークの構築）
- (7) 家庭や地域に対し学校のいじめ対策について基本方針を周知し、連携した取り組みを行う。

4 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

- (1) 児童生徒の出すいじめサインの場所と視点についてとらえる。（顔色、表現、学習態度、反応、言葉遣い、持ち物、友達関係、遅刻や欠席等）
- (2) いじめを受けている疑いのある児童生徒の具体的な姿について、理解する。
- (3) 定期的ないじめアンケートを活用する。
- (4) 定期、随時の教育相談を活用する。
- (5) 保護者と情報を共有する。（電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等）
- (6) 地域や関係機関との連携を図る。（いじめ対策連絡協議会、幼・小・中学校の情報交換等）

5 早期解決に向けて

いじめ問題が応じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、重大な事案につながりそうな案件については、南相馬市教育委員会学校教育課と連携した取り組みをする。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) いじめを認知したら、他の業務に優先して、組織的対応につなげる。
- (4) 軽微と思われるものでも、事案について迅速に聞き取り、記録を残すことで、指導の方針、その後の対応をていねいに行い、継続的な指導、支援を行っていく。
- (5) 少しでも重大事案につながる可能性のある事案は教育委員会への報告をし、教育委員会と連携した取り組みをしていく。
- (6) 被害児童生徒を守り通し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- (7) 謝罪や責任を問うことに終始することなく、児童生徒の人格に主眼を置いた指導をする。
- (8) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (9) いじめが解消したと思われる後も、児童生徒に聞き取りをし、保護者と継続的な連絡を行う。

Ⅱ 南相馬市立大甕小学校いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止体制を整備し、いじめ未然防止と早期解消に実効的に取り組むために「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。会員は次のとおりとし、7月と2月に定期協議会を開催し、いじめの実態把握と対応方針等について協議する。

ただし、重大事態等が発生した場合には、臨時いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの解消について協議する。

構 成 機 関 等	職 名 等	氏 名
南相馬市立大甕小学校	学校評議員兼 いじめ問題対策連絡協議会員	西内 功
南相馬市立大甕小学校	学校評議員兼 いじめ問題対策連絡協議会員	高田 悦子
南相馬市立大甕小学校	学校評議員兼 いじめ問題対策連絡協議会員	江井 芳夫
南相馬市立大甕小学校	学校評議員兼 いじめ問題対策連絡協議会員	田中江利子
南相馬市立大甕小学校 P T A	P T A 会長兼学校評議員及び いじめ問題対策連絡協議会員	山本 昭彦
南相馬市立大甕小学校	校 長	林 典行
南相馬市立大甕小学校	教 頭	菅野 正則
南相馬市立大甕小学校	教 務	吉田 博正
南相馬市立大甕小学校	下学年ブロック代表	朝倉 睦美
南相馬市立大甕小学校	上学年ブロック代表	末永 久美
南相馬市立大甕小学校	養 護 教 諭	三浦 美咲

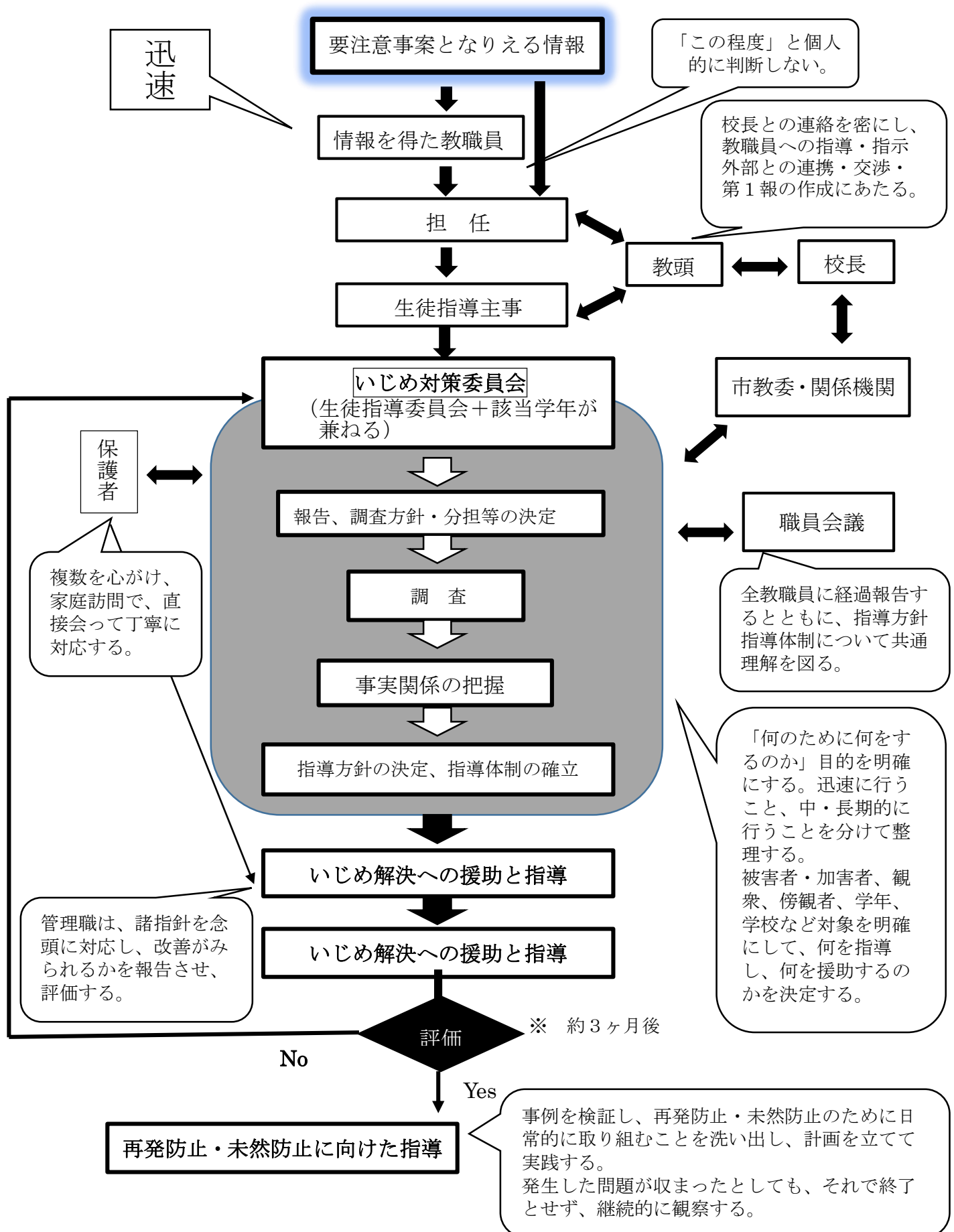
Ⅲ 関係機関

- 福島地方法務局相馬支局（☎ 36-3413）
 - ・ 不当な差別情報等に関する人権相談
 - ・ インターネット・携帯電話によるいじめの解決（削除の申し出、発信者情報の開示請求）
- 南相馬警察生活安全課（☎ 22-2191）
 - ・ 少年補導 ・ 声かけ事案 ・ 街頭補導 ・ 防犯教室
- 南相馬地区学校警察連絡協議会（事務局 原町二小 ☎ 22-4114）
 - ・ 少年補導 ・ 街頭補導等
- 福島県浜児童相談所南相馬相談室（☎ 26-1135）
 - ・ 児童虐待相談 ・ 発達障がい相談 ・ 非行相談 ・ しつけ相談
- 福島県教育庁相双教育事務所（☎ 26-1317）
 - ・ 県緊急スクールカウンセラー等派遣事業
 - ・ スクールソーシャルワーカーの派遣
- 福島県精神保健福祉協会「ふくしま心のケアセンター」（原町保健センター内 ☎ 080-1662-3274）
 - ・ 引きこもり ・ 不登校 ・ 精神疾患の疑い
- 主任児童委員（児童委員）（南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415）
 - ・ 家庭環境等の把握（母子家庭、児童虐待、不登校、非行等）
- 南相馬市適応指導教室（やすらぎ広場 ☎ 24-1500、さくら教室・紅梅教室 ☎ 46-1420）
 - ・ 学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
 - ・ 不登校（傾向）児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
 - ・ 臨床心理士による「心のケア相談会」（年10回）
- 家庭児童相談室（南相馬市役所男女共同こども課）（☎ 23-7464）
 - ・ 子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談
 - ・ 発達障がいに関する相談
- 学校教育支援センター（☎ 24-1500）
 - ・ 生徒指導研修会
- 子育て支援センター（☎ 24-4558）
 - ・ 就学前の幼児を対象に、子育てに関する相談
- ホットラインセンター（財団法人インターネット協会 FAX 03-6435-6695）
 - ・ 違法、有害情報の通報窓口
 - ・ プロバイダや電子掲示板の管理者に対する削除依頼、関係機関への情報提供
- 違法・有害情報相談センター（社団法人テレコムサービス協会 ☎ 03-5644-7500）
 - ・ 学校関係者などを対象に、インターネット環境における違法・有害情報、安心・安全にかかわる無料相談、違法・有害情報の削除依頼

Ⅳ 年間計画

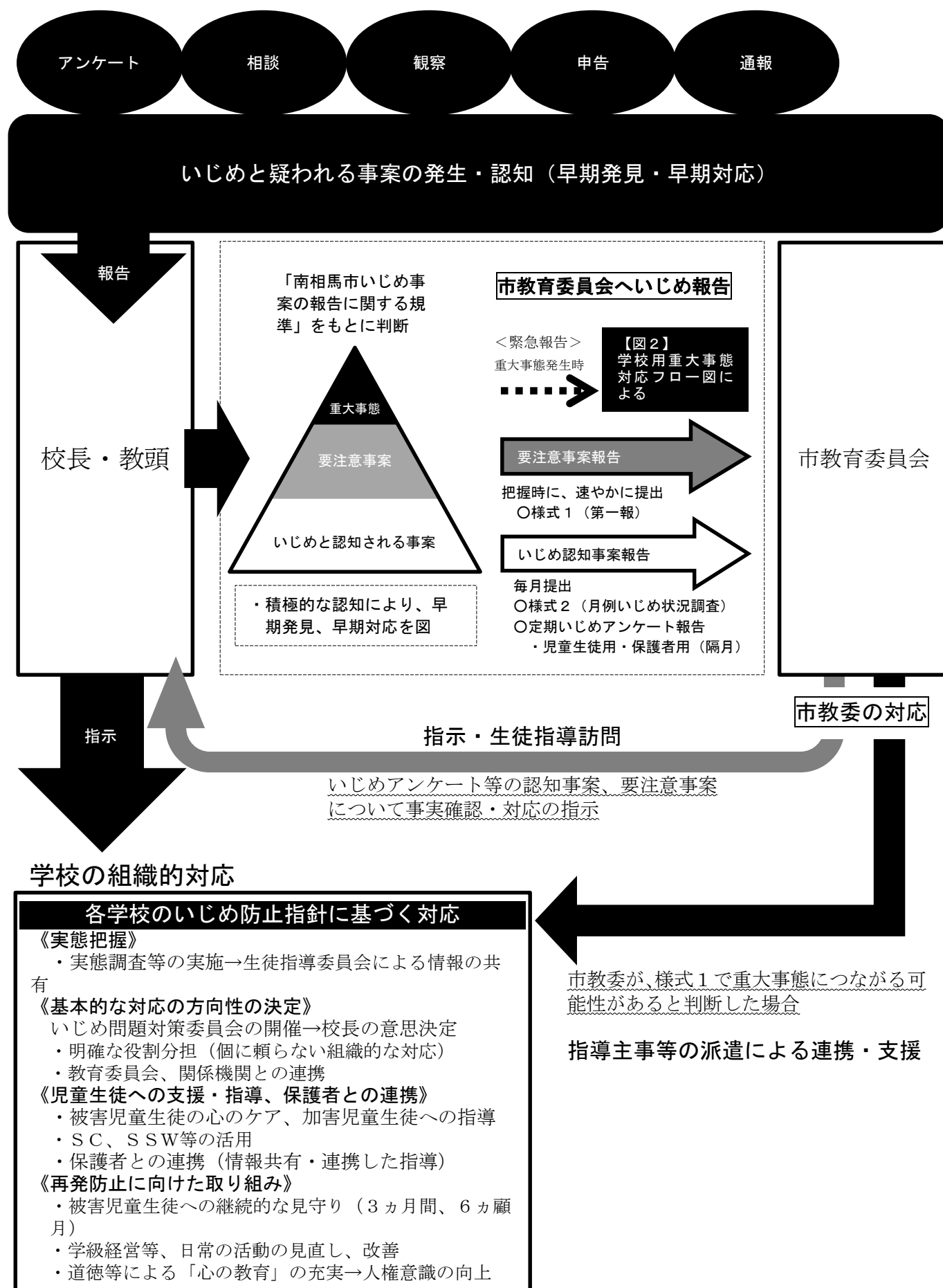
期日	内 容
4 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童及び保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○児童会によるいじめ根絶宣言活動月間の設置
5 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童及び保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○いじめ問題対策連絡協議会委員委嘱 ○学校基本方針の周知 ○今年度の活動についての共通理解
6 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童、保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○Q Uテストによる分析・評価
7 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童、保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○これまでの取り組みの評価・改善
9 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童、保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○南相馬市教育委員会のいじめ防止のための学校訪問
1 0 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童、保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談
1 1 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童、保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談
1 2 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童、保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○これまでの取り組みの評価・改善
1 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童、保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談
2 月	○いじめアンケートによる実態調査（対象：児童、保護者）と対応、報告 ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○いじめ問題対策連絡協議会委員の推薦 ○学校基本方針の評価・改善 ○Q Uテストによる分析、評価・改善 ○これまでの取り組みの評価・改善と来年度の活動についての共通理解

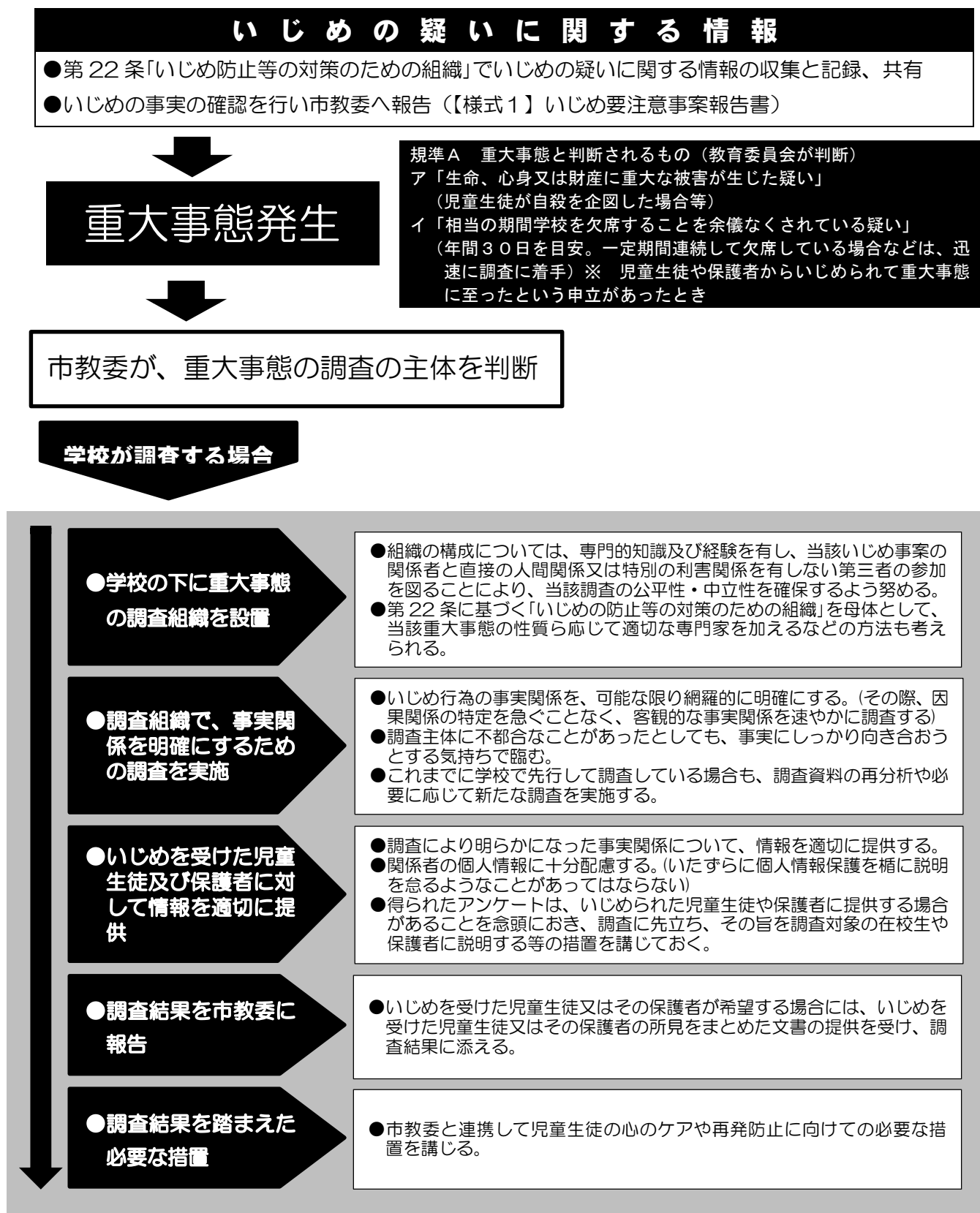
要注意事項が発生した場合の対応フロー



いじめ報告・対応フロー図

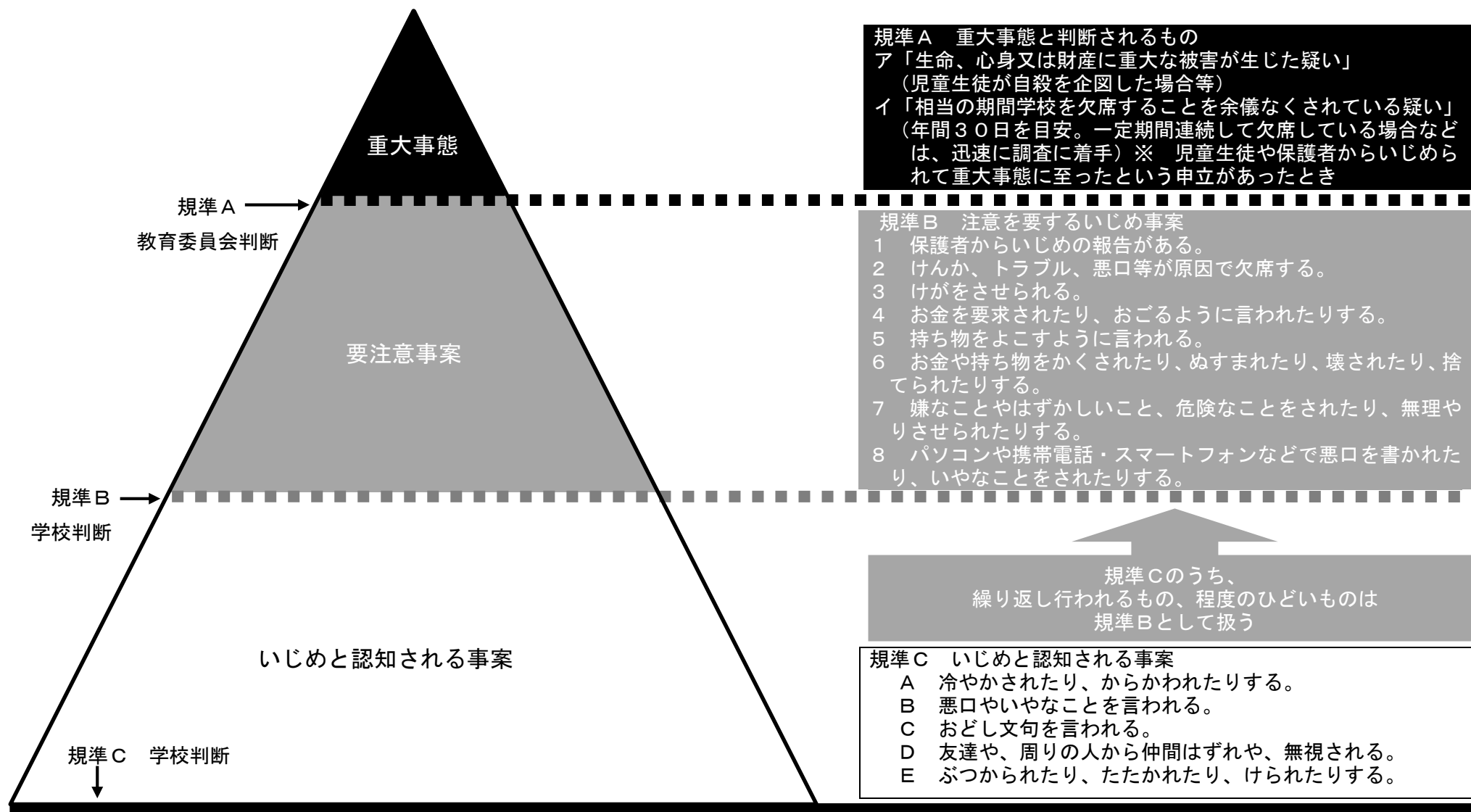
【図 1】





※ 市教委が調査主体の場合 ➡ 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめ事案の報告に関する規準



※いじめ解消の判断規準：①本人や保護者に対しての定期的な確認により、3ヶ月間いじめがないことが認められた場合一旦解消と判断する。
 ※※要注意事案・重大事態のいじめ解消の判断規準：①の判断後、3ヵ月後に再度本人や保護者に対していじめがないことを確認し、校内のケース会議を開いてこれまでの経緯を確認した後、改めて解消と判断する。

対 応 記 録

No.

対応者（複数対応）

基本的な対応の方向性			
本事案に基づく具体的な対応策			
実施日	月 日（ ）	開始時刻	終了時刻
時 間	具 体 的 聞 き 取 り や 指 導 の 記 録		